

長野市農業委員会第9回総会議事録

- 1 日 時 令和5年10月31日(火)
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後2時31分
- 2 場 所 会議室203(第二庁舎10階)
- 3 出席委員
1 番 阿部 孝二 2 番 北村 守 3 番 駒村 保幸
4 番 青木 保 5 番 久保田清隆 6 番 野池 久
7 番 長谷部 孝 8 番 小池 知永 9 番 渡邊 美佐
10 番 小林 清男 11 番 清水 貢 12 番 鈴木啓佐利
13 番 奥山 雅茂 14 番 山本 忠宏 15 番 祢津 光博
16 番 北澤 万正 17 番 横山 幸季 19 番 曾根 信一
20 番 花見ひとみ 21 番 近藤 利章 22 番 宮崎 治夫
23 番 善財 良治 24 番 佐藤 隆 25 番 和田 修
- 4 欠席委員
18 番 高木喜久夫
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 上田 哲夫 主 幹 熊井 孝夫 事務局長補佐 松橋 泰
事務局長補佐 笠井 英明 係 長 曾根 明美 係 長 駒村貴久美
係 長 倉島 友美
農業政策課
主 査 高澤 祐貴
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第85号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第86号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第87号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第88号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
議案第89号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第90号 非農地決定について
報告第27号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第28号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第29号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について
報告第30号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更申請書の取下げについて

曾根会長代理 皆さま、ご苦労さまです。先日 26 日に、私がやっている鳥獣保護管理員の会議に、県の振興局に行ってきたのですが、その中で今年については、ツキノワグマの人身被害防止ということが話をされていまして、やはりクマの出没が多いということが話をされていまして。それから、猟友会の皆さんに聞くと、檻を仕掛けてクマが入った場合、振興局の許可があれば銃殺、または逃さなきゃいけないということで、檻にクマが入ると、クマは腕を檻の外に出して威嚇するそうです。猟友会の皆さんはすごく大変だということを書いていました。また、11 月 15 日からは狩猟解禁日ということで、3 月まであるわけですが、有害鳥獣の鹿とかイノシシの駆除は猟友会の皆さんに期待したいものです。

さて、第 9 回総会にご出席いただきましてありがとうございます。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。はじめに農業委員会憲章の唱和を行います。お手元に農業委員会憲章をお配りしてありますので、ご起立をお願いします。私が、長野市農業委員会憲章の 1 行目の『長野市農業委員会は』まで申し上げますので、続いて唱和をお願いいたします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ありがとうございます。ご着席ください。ただ今から第 9 回の総会を開会いたします。本日の総会につきまして、現在の出席人数は在任委員 25 名中 24 名で過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に基づき、総会は成立しております。参考までに申し上げますが、欠席委員は議席番号 18 番、高木喜久夫委員です。あいさつですが、初めに青木会長よりお願いします。

青木会長 皆さん、こんにちは。第 9 回の総会にご参集いただきまして、ありがとうございます。非常に今、果樹等々の収穫も、リンゴ等によっては本格的にこれから入るということで、お忙しい中、時間を割いていただきまして、ありがとうございます。

先日、千葉幕張メッセのほうに、農業委員会の視察研修ということで 25 名の委員の方が参加してまいりました。正直言います、結構、歩かされたというのが第一印象でございます。私の短い足で 15,000 歩ですから、結構歩いたなと感じております。しかし、歩いただけあって、相当いろいろな新しい情報も得ることができました。ドローンもありましたし、草刈機なんかも結構ありました。

あと、私、シンポジウム、二つあったんですけど、有害鳥獣の関係と、大規模農場の経営ということで、モデル事業についてのシンポジウム。特に大規模農場の事例では、山形県庄内平野の水田のお話をしていただきまして。聞きましたら、今年から 3 反歩

の畑、3反歩の水田を七つ、くっつけて、2.1ヘクタールの水田をいくつか造って、日本の農機具メーカーの機械では小さくて駄目なので海外から、逆に今、農機具を輸入して、それで対応しているということで、いろいろな大規模経営を、これから山形県の庄内平野では展開をするというような話を聞きました。そうすると、今、私のほうの水田の平均面積は7畝ですからね、7アールですから。もう先の先に、行くべきところに行っているんだなという感じで。これも私どもの足元に、いわゆる時代が、もう少し時代に付いていくような見直しも必要かなというふうに感じました。

ここ、研修が結構、続いていますけれども、逆に長野市も研修を受け入れるという情報が出てまいりました。皆さんの、今日の、この計画の中にも入ってますけれども、川越市だとか福島市だとか、あと、宇都宮だとか。私、基盤整備の関係では、先週は辰野町の町長さん含めて、辰野町の土地改良とか、皆さんがた、長野市のほうに来て、モデル事業いくつかやってますけども視察に来られたということで。長野市の農業委員会の活動についても、大いにこれからPRしていきたいというふうに思っています。

ちょっと、話、まとめられませんが。あと、今日、農地のつぶやきの中で、この前、10月17日に開催いたしました農政懇談会の、意見書に対する市の回答について簡単にまとめておきました。紙面、限られていたので十分な表現ではないんですけども、いずれにしても、継続的にこれから市長部局のほうにはフォローしていきたいというふうに考えておりますので、皆さんがたのほうも、この辺についてはご注目いただければありがたいかなというふうに思います。

さて、今日は農地法関係だけで、経基法もございませんので、それほど多くの時間を割く総会にはならないかなというふうに思いますけれども。皆さんのご協力でスムーズに進めていきたいというふうに思っておりますので、進行につきご協力をよろしくお願いいたします。まとまりませんが、冒頭のあいさつといたします。よろしく申し上げます。

曾根会長代理 ありがとうございます。続きまして、上田事務局長より、あいさつと報告事項をお願いします。

上田事務局長 皆さん、こんにちは。委員の皆さまにおかれましては、第9回の長野市農業委員会総会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。私からは農業者年金につきましてお話をさせていただきたいと存じます。

先週の土曜日の10月28日、53回目を迎えます長野市農業フェアが、若里のビッグハットで開催をされました。地元で採れま

した農産物であったり、加工品の販売、また、木工教室や、特産の農産物の当たる抽選会といった形で、家族の方を含めて、多くの方、大盛況の中で開催されたものでございます。農業委員会といたしましても、農業フェアの会場に行きまして農業者年金加入推進の周知、PR活動を行っております。当日、参加をお願いいたしました農業者年金推進委員の皆さまにおかれましては、誠にありがとうございました。

本市の農業者年金加入状況につきましては、本年1月1日現在におきまして、加入者の方が95名、年金受給者の方が726名といった状況です。農業者年金の加入推進につきましては、独立行政法人農業者年金基本法という法律に基づきます農業委員会の大切な業務でございます。農業者の方の、老後の生活の安定と福祉の向上に資するために、農業者年金制度の魅力を広く伝え、制度の利用を促していただくといったこと。このために、今日、お手元に、当日、実は周知のときに使いましたパンフレット、『農業者年金で老後の生活を安心サポート』、こういったものをお配りしたんですけれども、こういったチラシのほうも参考にさせていただきながら、農業者年金制度の意義であったり、役割、内容の再確認をしていただきまして。特に詳しい内容であったり、加入の申し込みにつきましては、事務局のほうにお問い合わせをいただきながら、お願いをしていきたいと思っております。

本日、ご審議をいただきます関係、農地法関連等議案及び報告10件でございます。よろしくお願いたします。

曾根会長代理

ありがとうございました。続きまして、議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任をいただきます。青木会長、議事進行をお願いします。

議

長

それでは、規定に基づきまして、私が議長を務めさせていただきます。限られた時間でございますけれども、スムーズに進めさせていただきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いたします。それでは、着座にて進行させていただきます。お願いたします。

最初に、議事録署名人の指名を行います。議席番号19番 曾根信一委員、議席番号20番 花見ひとみ委員の両2名をお願いします。よろしくお願いたします。

議事に入る前に確認をいたします。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定で、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくはその配偶者に属する事項については、その議事に参与することができないとしております。本日の議事案件に関しまして、同意者または関係者となっている方がおられました

ら、お申し出ください。事務局では、ないというふうに見てますけども、皆さんのほうで、それぞれよろしいですかね。

【該当者なし】

議 長 それでは、ないということで確認をさせていただきました。

続きまして、議案の訂正等のほうを事務局からお願いします。

熊 井 主 幹 事務局、熊井です。よろしく願いいたします。初めに、資料の確認をお願いいたします。本日お手元にお配りをいたしました資料及び皆さまに事前にお届けして、本日ご持参をいただいております資料につきましては、別紙、総会資料一覧のとおりでございます。ご確認をお願いいたします。

続いて、議案の訂正につきましてでございますけれども、A4半紙の別紙といたしまして、第9回総会農地法等議案訂正票をご覧いただきたいと思っております。本冊8ページになりますけれども、農地法第5条の5番、申請に当たりまして、代理人の方の申請記載誤りがございました。権利関係の欄でございますけれども、所有権移転 無償とありますものを使用貸借権に訂正をお願いしたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。また、9ページ、同じく5条の7番につきましては、申請者から取り下げがございましたので削除をお願いいたします。

なお、農業政策課の関係でございます、別冊2、1枚ものでございますけれども、報告第30号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更申出の取下げにつきましては、既に地区調査会のほうで資料をお配りして説明をさせていただいております。資料の差し替えをお願いするものでございますので、よろしく願いいたします。資料の訂正につきましては以上です。

議 長 それでは、議事に入ります。農地法等に関わる議論について審議を行います。議案第85号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第85号 農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。以降、説明は着座にて失礼をいたします。本冊1ページをご覧いただきたいと思っております。番号1番から4ページの11番までの11件となります。内容につきましては所有権移転関係が10件、賃貸借権の案件が1件となります。1番及び3番につきましては、農家創設の案件でございます。また、2番、4番、7番及び9番は、10アール未満の案件でございます。なお、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますが、許可することができない要件について確認したところ、該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たしていると判断いたしました。以上で説明を終わります。ご審議

- のほう、よろしく願い申し上げます。
- 議 長 　ただ今、事務局より説明がありました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告について、農家創設を含めてお願いいたします。最初に北部地区調査会長から、1番及び2番、お願いいたします。
- 善財地区調査会長 　北部の善財です。1番は農家創設の賃貸借権設定案件であります。この面積について、ヘーゼルナッツを栽培したいと。また、将来は農業法人化を目標にしているそうであります。湿地帯といえますか、今まで田んぼだった所を、盛りたてた畑でありますか、そういった湿地であっても、ヘーゼルナッツができるのかどうか、そういったことも検討していきたいということでありました。許可妥当か、本人からのヒアリングに基づいて審査した結果、許可妥当だということになりました。
- それから、2番、所有権移転 有償の案件ですが、これは10アール未満の案件であります。この土地については、4年前の大水害で被災した家屋の公費解体をさせていただいた宅地を購入した方が、隣接の畑を一体的に利用したいということで、野菜を作りたいということでありました。許可妥当と判断いたしました。以上です。
- 議 長 　続きまして、西部地区調査会長から、3番についてお願いします。
- 和田地区調査会長 　西部地区調査会の和田です。3番の事案につきましては農家創設事案として、受人の●●さんから営農計画の説明をいただきました。受人の●●さんは本件近くで農業を行っており、本地、農地を取得して10アールを超えるということから農家創設に至ったものです。家族6人が同居し、ご近所に娘さん家族、お姉さん家族がおられ、農業を協力して行うと言っておりまして、以前から自家製のみそ作りをしているため、大豆作りを中心に自家消費野菜作りに意欲を示しており、許可条件を満たしているので、許可することは妥当だと考えます。以上です。
- 議 長 　続きまして、中部地区調査会長から、4番から6番、お願いします。
- 北村地区調査会長 　中部地区の北村です。4番ですけれども、8月に実は母親から子どもに対して農地の贈与を決議いただいたのですが、案件に漏れがありまして、14㎡なんですけれども、今回、追加処理ということで出させていただきます。5番ですけれども、これは畑への侵入路です。今まで農機具等の侵入路で狭かったんですが、それを借りて耕作してたんですけれども、今回、購入して整理をするというものであります。それから6番ですけれども、6番は家が隣同士で、受人が既に借りて耕作をずっとしてたんですが、今回、貸人のほ

うから、買っていただきたいという要望があって、整理をするという案件です。いずれも問題ないというふうに判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から、7番及び8番、お願いいたします。

小林地区調査会長 南部地区、小林です。7番、8番。7番につきましては篠ノ井の山布施という所で、こちらは有償による所有権の移転となります。こちらは渡人と受人、住所は同じになっておりますけれども、今現在、渡人は住まれておられないような感じですが、今現在、住んでいるのは受人ということになります。施設に入っておられるというお話でしたけれども。8番につきましては無償による所有権の移転となります。どちらも調査会では許可妥当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から、9番から11番、お願いいたします。

近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。9番の案件ですが、受人は、購入する農地については受人のご自宅の目の前にある、存在する畑ということですが。第三者の仲介で購入の打診があったということです。その中で、迷った中で購入を行って、無農薬野菜等の栽培を近くの畑地で耕作を行いたいというようなことです。許可相当と判断したものです。10番につきましては、渡人、受人とも、ご実家は若穂の保科にいらっしゃいます。渡人のほうは、地元を離れて耕作ができないという方で、受人は現在会社勤めされているがあと僅かという中で、農業のほうに専念させていくということです。ということで、妥当と判断いたします。

11番については以前、総会でも認めていただいた軽微変更の案件で申請があったんですけれども、計画の変更ということで、そちらは取り下げ。今後、農地として活用していくと。若干、利用形態等で問題も見受けられたということなんですけれども、担当の委員による本人との面接でも真剣に農業に取り組むということを確認したということで、こちらも許可相当と判断をいたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか。

南部調査会長、いいですか。

小林地区調査会長 はい。

議 長 7番の、篠ノ井山布施の備考欄に書いてある、ルバーブ、これは何だか分かりますか。

曾根会長代理 ルバーブはドイツからの野菜で、ジャムに使うものです。フキ

の茎を長くしたようなもので、上田にみずゞ飴ってありますよね。みずゞ飴の中に、このルバーブが入っている。赤い加工品になります。

議 長 家庭野菜の一種？
小林地区調査会長 一種ですね。

議 長 理解いたしました。他、いかがですか。それでは、意見がないようですので採決に入ります。議案第 85 号につきまして、許可することに賛成の方は挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員賛成を確認できましたので、議案第 85 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第 86 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 86 号 農地法第 4 条の規定による許可申請につきまして、ご説明申し上げます。5 ページをご覧くださいと思います。番号、1 番及び 2 番の 2 件でございます。1 番は住宅敷地を拡張する転用案件で、敷地面積 88 ㎡でございます。2 番は貸駐車場を設置する転用案件で、駐車場面積は 464 ㎡でございます。また、その他の内容につきましては議案のとおりとなっております、許可要件に照らし、立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。なお、先月、総会で許可すべきものと決定いただき、県に進達しておりました農地法第 4 条の 1 案件につきましては、許可済みとなっておりますので併せてご報告申し上げます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局の説明がありました。それでは、この案件につきまして、地区調査会長からの補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1 番についてお願いします。

善財地区調査会長 北部の善財です。1 番につきましては、住宅敷地の拡張と、申請事由に書かれておりますが、具体的には駐車場として利用したいということでありまして、本人の、自分の家の耕作地の一角を、農地法の許可を得ることを失念してしましまして、駐車場として使ってきてしまっているということでありまして、自分の家の敷地の一角でありまして、他に与える大きな支障はないということで、許可妥当と判断いたしました。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、2 番についてお願いいたします。

北村地区調査会長 2 番は貸駐車場のための転用案件です。当該農地、見ましたが、自分の自宅と道路、それから、既設の貸駐車場、これに全部囲ま

れておりまして。農地は近くにはないということで、周辺農地の影響、そういう問題はないというところであります。周辺に保育園とか事業所もたくさんありまして、そこからの希望もあって貸駐車場を拡大したいということでもあります。事業計画等を見ましたが問題ないということで、調査会では許可相当というふうに判断いたしました。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、ご発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか。特にございませんね。

【質疑なし】

議 長 それでは、意見がないようでございますので、採決に入ります。議案第 86 号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全体の賛成を確認いたしました。よって、議案第 86 号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第 87 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第 87 号 農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、ご説明を申し上げます。7 ページをご覧くださいと思います。番号 1 番から 8 ページの 6 番までの 6 件でございます。1 番につきましては、駐車場を設置する転用案件でございます。2 番は資材置場及び駐車場を設置する一時転用案件で、許可から令和 6 年 3 月 31 日までとしております。3 番は駐車場を設置する転用案件でございます。4 番は墓地の敷地を拡張する転用案件でございます。5 番は農家住宅を建築するための転用案件で、備考欄に農振除外と記載のありますとおり、令和 5 年 5 月 15 日付で農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更があったものでございます。6 番は参道を設置する転用案件です。また、その他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっておりますが、立地基準等、許可要件に照らし、特に問題がないと判断をいたしました。なお、先月の総会で許可すべきものと決定をいただき、県に進達しておりました農地法第 5 条の 2 案件につきましては、許可済みとなっておりますのでご報告申し上げます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局の説明がありました。それでは、各地区調査会長から、補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1 番についてお願い

いたします。

善財地区調査会長 1番、有償による所有権移転案件であります。●●株式会社の事業所が村山の地籍にありまして、駐車場が狭いということで、既存の敷地の拡張ということです。周辺農地に与える影響は少ないということで、許可妥当と判断いたしました。以上です。

議 長 次に西部部地調査会長から、2番についてお願いいたします。
和田地区調査会長 西部地区調査会長の和田です。2番につきましては、借受人の●●さんが本件近くの中御所2丁目で排水管敷設外工事の資材置場と駐車場として利用するというので、現場近くの本件土地を一時使用するもので、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと認められるため、一時使用を許可することは問題ないと思います。以上です。

議 長 続きまして、中部地区調査会長から、3番及び4番、お願いいたします。

北村地区調査会長 3番ですけども、受人の会社が現在借りている駐車場をもう返さなきゃいかん、だから、手狭になったというところで、駐車場を探していたところ、隣接の農地を駐車場に提供してもいいということで話がきまして、その案件ということであります。周りは渡人の農地で囲まれておりまして、影響はないというふうに判断をいたしました。

それから4番ですけども、4番は渡人が所有する田を自分が代表を務めるお寺に贈与をしまして、墓地を拡大したいということですが。これも周りは全部、住職の畑と田んぼということで、周辺農地の営農に支障はないので、調査会では許可相当というふうに判断をいたしました。以上でございます。

議 長 続きまして、南部地区調査会長から5番についてお願いいたします。

小林地区調査会長 5番につきましては、今現在アパート生活している受人。そして、渡人ですけども、これは実家のお父さんです。お父さんが渡人ということになっております。こちらの場所は、実際に渡人の方っていうのは、篠ノ井の有旅地籍にお住まいで、塩崎という所に土地を持っているということです。それを今度、息子さんに一時、先ほど訂正票が来ておりますけれども、貸借権、貸せるというような形になっています。こちら、だいぶ土地、広いのですけれども、先代の、今では、おじいさん、もう亡くなられてるものですから。おじいさんの代で購入した土地ということになっております。ですから、かなり農地としては広いんですけども、農振除外にされまして、宅地ということで息子さんに農地を貸せるということになっております。いずれも南部地区の調査会では、周辺の農地には特に影響はありませんので、許可相当ということに

いたしました。以上です。

議 長 それでは、東部地区調査会長から、6番についてお願いします。
近藤地区調査会長 東部地区調査会、近藤です。当該農地につきましては、過去の利用調査の中で、公図を作成する段階で公図から落とされてきました。公図には全く存在しない農地ということになっていました。登記簿のほうは残ってはいたということで、未登記道路の境界立ち合い、また、相続の関係等の中で、この存在が新たに判明したというような農地です。現在、農地の所はお寺の境内、敷地となっていて、数十年以上前から現況のとおりで使用になっています。それぞれの中で、土地の受け渡しの話はされていたようなんですけれども、ただ、先代、先々代というような中で、当事者もいない中で現在まで処理がされていなかったというものです。今回、あらためて公図上に地番を起こして、転用の申請を行われたというものでございます。ということで、許可相当と判断をしたものでございます。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただ今の事務局説明並びに各地区調査会長からの報告について、ご発言のある方は挙手を求めます。いかがでしょうか。特にございませんか。

【質疑なし】

議 長 それでは、採決に入ります。議案第87号について、許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認できました。よって、議案第87号は許可相当と決定いたしました。

続きまして、議案第88号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを議題にいたします。事務局から説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第88号 相続税の納税猶予に関する適格者証明につきまして、ご説明を申し上げます。11ページをご覧くださいと思います。1番及び2番の2件でございます。この制度を利用して税務署へ申告するためには、農業委員会の発行する、適格者である旨の証明が必要となります。特例を受けるための主な要件といたしまして、相続人は引き続き農業経営を行うと認められる方であることでございます。1番につきましては、相続人、長野市大字西尾張部●●、●●さん、申請地は西尾張部●●、特例適用農地等面積につきましては281㎡でございます。2番は、相続人、長野市大字西尾張部●●、●●さん、申請地は西尾張部●●、特例適用農地等面積につきましては256㎡でございます。また、その他の内容につきましては記載のとおりとなっております。今月は

以上の2件について、適格者であるかをご決定いただくものでございます。説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から説明がありました。それでは、西部地区調査会長から、1番及び2番について、補足説明並びに検証結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。

和田地区調査会長 　1番は、相続人、被相続人と同居されて、今までも一緒に農業をされていたということがあります。また、2番のお子さんについても、今度、自分の住んでいるそばの土地を相続するという事と。お二人とも年齢はまだ60代ということで、今後、農業を行っていく面でも、20年間行っていく可能性もありますので、許可することに、相続を認められ、適格者の証明については妥当と認められますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 　ありがとうございました。これより審議に入ります。ただ今の説明について、ご質問のある方は質問を求めます。いかがでしょうか。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 　質問はないようでありますので、採決に入ります。議案第88号に賛成の方は挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 　全員の方の賛成を確認いたしました。よって、議案第88号は原案のとおり決定いたしました。

　続きまして、議案第89号 農振除外等に係る意見聴取を議題にいたします。農業政策課から議案の説明をお願いいたします。

農業政策課 高澤主査 　議案第89号 農振除外等に係る意見聴取について、ご説明申し上げます。別冊1、第9回農業委員会総会議案、農振除外等に係る意見聴取についてをご覧ください。資料の1ページに除外案件受付表がありますので、ご覧ください。今回の農業振興整備計画の変更は、除外4件、軽微変更1件です。それでは、詳細を説明させていただきます。

　まず、資料2ページ、除外番号1です。事業計画者の●●さんが申出地に、農家住宅の追認及び農業用倉庫を建設するため、申し出するものです。除外申出地は豊野町大倉字蟻ヶ崎●●で、地目は畑、除外面積は1,040㎡のうち373.35㎡、土地改良事業等の実施はありません。農地法は1種農地で、集落接続により転用見込みあり、開発許可は都市計画区域外のため許可不要となっています。また、除外6要件は全て満たしている状況です。

　続いて、内容説明ですが、事業計画者は田畑を1ヘクタールほど耕作している両親の農家を手伝い、●●の申出地の農業用倉庫を改築し、2階に居住しています。申出地●●について農振除外

の申請が必要と知らずに利用していたため、今回、申請するものです。また、自宅近接地で耕作を行うために機材・資材の保管が必要であり、農業用倉庫の設置をすることにより効率的な作業が可能となることから、●●の、農地の一部を申し出するものです。●●について、現地確認の際に既に砂利が敷いてあることを確認しました。このことについて農業政策課からは、これ以上の開発はしないようにと事業計画者にお伝えし、顛末書の提出をいただいております。ページをめくっていただいて、3ページに位置図、4ページ、5ページに配置図、6ページに平面図と立面図、7ページに現況写真を添付していますので、参考にご覧ください。

次に8ページ、除外番号2です。事業計画者は●●さんになります。事業計画ですが、申出地に農家分家住宅を建設するために申出するものです。除外申出地は大豆島●●の一部、地目は畑、除外面積は1,480㎡のうち450㎡、土地改良事業等の実施はありません。農地法は3種農地で原則許可のため、転用見込みあり、開発許可は建築基準法の第43条許可が必要となります。

続いて内容説明ですが、事業計画者は田畑を2,449㎡ほど耕作している両親の農業を手伝うため、両親宅から近い除外申出地に農家分家住宅の建設をするものです。めくっていただいて、9ページに位置図、10ページに配置図、11ページに平面図、12ページに立面図、13ページに申出地の現況写真を添付しておりますので、参考にご覧ください。

次に14ページ、除外番号3です。事業計画者は●●さんになります。事業計画ですが、申出地を宅地として利用していたため、追認案件として申し出するものです。除外申出地は屋島●●、地目は畑、除外面積は151㎡、土地改良事業等の実施はありません。農地法は3種農地で原則許可のため、転用見込みあり、開発許可は許可不要となります。

続いて内容説明ですが、屋島●●の一部について、昭和63年2月に隣地の宅地に住宅を建築した際、境界を知らずに越境して利用していたため、今回、宅地として利用していた一部を分筆し、申出するものです。めくっていただいて、15ページに位置図、16ページに配置図、17ページに申出地の現況写真を添付していますので、参考にご覧ください。

次に18ページ、除外番号4です。事業計画者は●●さんになります。事業計画ですが、申出地に宅地までの通路及び駐車場を建設するために申し出するものです。除外申出地は坂中●●、地目は畑、除外面積は645㎡、土地改良事業等の実施はありません。農地法は2種農地で、非代替性により転用見込みあり、開発許可は都市計画区域外のため許可不要となります。

続いて内容説明ですが、事業計画者が購入した宅地について、道路に面していないことから、道路に出られるように通路を確保するものとなります。また、現在の宅地部分だけでは自家用車の駐車スペースが足りないため、駐車場を造成するために申し出するものです。めくっていただき、19 ページに位置図、20 ページに配置図、21 ページに立面図、22 ページに平面図、23 ページに申出地の現況写真を添付していますので、参考にご覧ください。

次に 24 ページ、軽微変更番号 1 です。事業計画者は●●さんになります。事業計画ですが、申出地の一部を農業用倉庫として利用していたため、追認案件として申し出するものです。申出地は大豆島●●、地目は田、軽微変更面積は 3,011 m²のうち 49.95 m²、土地改良事業等の実施はありません。農地法は農業用施設、2 アール未満の届出で、見込みあり、開発許可は許可不要となります。

続いて内容説明ですが、事業計画者は田畑を 4,223 m²ほど耕作しており、現在、耕作している申出地において農機具等を保管するため、農業用倉庫を建設し利用しています。農用地区域の用途区分変更が必要という認識がなかったため、今回あらためて申し出するものです。めくっていただき、25 ページに位置図、26 ページに配置図、27 ページに立面図、28 ページに申出地の現況写真を添付していますので、参考にご覧ください。

農振除外及び軽微変更について、説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長

ただ今、農業施策課より説明がございました。それでは、地区調査会長から、補足説明並びに調査結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。最初に、北部地区調査会長から、農振除外 1 番から 4 番及び軽微変更の 1 番について、説明をお願いいたします。

善財地区調査会長

本議案、5 件とも北部調査会管内の事案であります。1 番につきましては農家住宅、それから、倉庫の建設ということですが、追認案件でありまして、周りに与える影響が少ないということになります。それから 2 番、農家分家住宅の建設を目的としているということ、転用に係る農地法の許可見込み、あるということ、許可妥当。それから 3 番は、これも追認案件ですが、既存宅地の拡張ということですが、これも農地法の許可見込みありということ。それから、4 番につきましては、既存施設、宅地の拡張ということになります。それぞれ除外要件を満たしておりまして、転用に係る農地法の許可見込みがあるということ、妥当ということと判断いたしました。その下の軽微変更ではありますが、これも追認案件であります。2 アール未満の転

用届出で対応可という事務局からの説明ありましたが、そういうことで、周囲に与える影響は少ないということで、許可妥当ということで判断いたしました。以上です。

議 長 これより審議に入ります。農業政策課の説明並びに地区調査会長の報告について、ご発言のある方の挙手を求めます。いかがでしょうか。全て、北部調査会の案件ですね。特にございませんか。
【質疑なし】

議 長 それでは、ないようですので、採決に入ります。農振除外4案件及び軽微変更1件について、相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。
【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第89号の農振除外及び軽微変更については、相当と決定し長野市長に意見書を提出いたします。

続きまして、議案第90号 非農地決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 議案第90号 非農地決定につきまして、ご説明申し上げます。農地法等の議案、本冊になります。13ページをご覧いただきたいと思えます。番号1番から15ページの71番まででございます。15ページに面積の集計を載せてあります。今月、ご決定いただくものは山林が33筆で面積が14,008㎡、原野が38筆で面積は10,987.57㎡、合計で71筆、24,995.57㎡でございます。説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 ただ今、事務局より説明がありました。発言のある方は挙手を求めます。よろしいですか。
【質疑なし】

議 長 ないようでございますので、採決に入ります。議案第90号について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
【全員挙手】

議 長 ありがとうございます。全員の賛成を確認いたしました。よって、議案第90号は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、報告第27号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第28号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、及び、報告29号 農地法第4条の規定による農業用施設（2アール未満）の届出について、事務局より説明をお願いいたします。

熊 井 主 幹 報告第27号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、ご報告申し上げます。17ページをご覧いただきたいと思えます。番号50番から20ページの61番までの12件でございます。

す。農地を農地以外に転用する場合には県知事の許可が必要でございしますが、市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会に届け出ればよいこととなっております。4条の転用届となります。書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告申し上げます。

続きまして、報告第28号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、ご報告申し上げます。21ページをご覧くださいと思います。番号103番から26ページ124番までの22件でございます。同じく市街化区域の届け出でございます。5条の転用届となります。事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告を申し上げます。

続きまして、報告第29号 農地法第4条の規定による農業用施設2アール未満の届出について、ご報告を申し上げます。27ページをご覧くださいと思います。番号1番から2番までの2件でございます。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が2アール未満で要件に当てはまる場合は、4条許可が不要ですが、農業委員会へ届け出を提出していただいております。書類等に特に問題はなく、事務局長専決によりまして受理しておりますので、ご報告申し上げます。

以上、報告案件の3件につきまして、ご説明いたしました。よろしく願い申し上げます。

議 長 　ただ今、事務局から報告第27号、第28号及び第29号について説明がありました。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですかね。

【質疑なし】

議 長 　それでは、ご質問等ございませんので。報告案件でございますので、ご了解いただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、報告第30号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更申出書の取り下げについてを議題といたします。農業政策課より、ご説明をお願いいたします。

農 業 政 策 課 報告第30号 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の変更申
高 澤 主 査 出書の取り下げについて、ご説明いたします。別紙2をご覧ください。令和5年6月30日開催の第5回農業委員会総会で継続審議となりました、軽微変更番号1の案件について、申出者から下記のとおり取下願が提出されました。申出地は若穂綿内島●●で、申出除外面積が164㎡、申出者及び転用事業者は●●さん、事業目的は農業用資材倉庫の追認でした。取下げ理由は、事業計画者が耕作地に近い申出地において農業用資材等を保管するために農業用倉庫を建築し利用しており、軽微変更の追認を申し出しましたが、事業計画に変更が生じ、申出地を今後、農地として

利用するため、取下げの申し出をするものです。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 　ただ今、農業政策課より報告第 30 号について説明がありました。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。よろしいですか。

【質疑なし】

議 長 　質問がないようでございますので、報告案件でございますので、ご了解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

　以上で、予定をしておりました本日の議事が終了いたしましたけれども、特別ございませんね。本日は農業委員会等に係る事項についても特段、議案としての提案はございません。それでは、ありがとうございます。予定どおり、早く終了することができました。皆様方のご協力に感謝を申し上げまして、議長を退任いたします。ありがとうございました。

曾根会長代理 　青木会長、お疲れさまでした。以上で本日の議事は終了となりました。次に、8のその他に移ります。本日の議事全体として委員の皆さまから何かご質問等ありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。なければ、最後に事務局から今後の日程の説明を含めてお願いします。

笠井事務局長補佐 　事務局の笠井です。よろしくお願いいたします。総会の次第をご覧くださいと思います。次第の一番下に、今後の日程について記載をさせていただいております。次回、第 10 回の総会につきましては、令和 5 年 11 月 29 日の水曜日、午後 1 時 30 分から午後 4 時の予定でございます。場所は会議室 141、第 1 庁舎の 4 階となります。

　次第の裏をご覧くださいと思います。中ほどより下に、今後の会議等の日程一覧がございます。まず、7 番をご覧くださいと思います。第 8 回長野県農業委員会大会でございます。全委員さんを対象としまして、11 月 21 日の火曜日、午後 1 時から午後 4 時まで、ホクト文化ホールの大ホールで行われます。大変申し訳ございません、11 番をご覧くださいと思いますが。こちらのほう、松川町の農業委員会の視察受け入れ、月が 11 月 23 となっておりますが、大変申し訳ございません、12 月と修正をお願いしたいと思います。12 番につきましては新規の案件でございます。第 11 回の総会でございますが、令和 5 年 12 月 27 日の水曜日、午後 1 時 30 分から午後 4 時まで、会議室 203、第 2 庁舎の 10 階、こちらの会場で行いたいと思いますので、お忙しいところ大変恐縮ですけれども、ご都合をつけていただきますようよろしくお願いいたします。私からの説明は以上でございます。

曾根会長代理 　ありがとうございました。以上で第 9 回の総会を終了といたします。皆さま、大変お疲れさまでした。

